

鏡石町復興推進計画

平成25年1月23日
福島県鏡石町

1. 計画の区域

鏡石町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町でも震度6強を記録、家屋の倒壊のみならず公共施設や民間事業所の被災等その被害は甚大なものとなった。

また、福島第一原子力発電所の事故の影響で工業製品の出荷量が減少するなど、震災による被害額は、商工業を中心に約55億円にも上り、雇用の減少も含めて本町の地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、本町では、東北自動車道や国道4号線等の主要幹線が動脈となっている地理的優位性を活かして、1日も早い産業の復興を目指し、福島県全体の復興に貢献するために、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援し、雇用の確保と増大を促進することで地域産業の活性化を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

安定した雇用の確保と増大を図り、地域産業の復興と活性化を促進するため、本町の製造業において製造品出荷額の約31%、従業者数の約19%を占める中核的産業である化学工業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する東北ニプロ製薬株式会社（以下「対象企業」という。）が、岡ノ内地区において医薬品製造設備の増強等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

化学工業は、本町の製造業における出荷額の約31%、従業者数の約19%を占めており、プラスチック製品製造業と並ぶ本町の中核的な産業である。その中でも、今回の医薬品製造業は、化学工業の製造品出荷額の約80%、従業員数の約82%を占める対象企業が実施するものであり、今回の投資による本町の化学工業における占有率が、製

造品出荷額で約32%、従業員数で約20%に及ぶものである。投資の規模としても本町の化学工業の平均投資額を大きく上回ることから、本町の化学工業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、化学工業の核となる医薬品製造業設備の増強等を行うことは、目標に掲げた「本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援し、雇用の確保と増大を促進することで地域産業の活性化を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

医薬品製造業設備の増強等を行う対象企業は、本町の製造業事業者の中で最も従業員数が多く、かつ、化学工業の売上高のシェアでもトップを占める等、地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象企業の生産能力が増大することによって、安定した雇用の確保と増大及び関連する地域産業の活性化に結び付くものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本町、福島県、鏡石町商工会、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社東邦銀行、対象企業を構成員とする鏡石町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。